

平成 29 年度障害者スポーツ振興事業
「障害者スポーツ理解促進フェスティバル」
委託先団体募集要綱【 2 次 募 集 】

1. 助成の目的

本事業は、障がい者スポーツに日頃かかわりの少ない地域の方々やスポーツ関係者、教員等が、障がい者スポーツに触れること、体験することを通して、障がいや障がい者スポーツの理解を深めることを目的とする。

また、事業実施後に地域における障がい者スポーツの支援者が増え、人材や関係団体との連携が拡充し、地域における障がい者スポーツの振興体制を推進させることを目的とする。

2. 委託先対象

本事業は委託事業として実施する。委託先対象は、原則、都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会とし、かつ、助成事業の実施体制が整っている事を委託先対象の条件とする。

3. 募集团体数

委託先団体については、4 団体とする。

4. 事業内容

障がい者スポーツに日頃かかわりの少ない方々や興味関心のある方に対し、障がい者スポーツの理解啓発を推進する事業とする。なお、本事業は、地域の障がい者スポーツ協会と障がい者スポーツセンター及び障がい者スポーツ指導者協議会と当協会が協力・連携した体制で実施するものとする。

【内容例】障がい者スポーツの理解啓発に関するイベント 等(体験会 等)

- (1) 各種障がい者スポーツの紹介、体験、競技観戦(選手デモンストレーション等)
- (2) 障がい者スポーツに関する競技用具の展示、紹介、体験
- (3) 障がい者スポーツに関する講演(トークショー等)

【対象者】障がい者スポーツに日頃かかわりの少ない方々や興味関心のある方 等

- 例) (1) 障がい者スポーツに興味関心のある方
- (2) 今後、障がい者スポーツを支援していきたい方

5. 実施会場

原則として、委託先団体の都道府県内(指定都市を含む)を実施会場とすること。また、開催地域において、会場への利便性が高く、上記の目的、実施内容の施行が可能である場所を選定すること。

6. 助成対象となる事業の実施期間

本事業の委託契約締結日～平成 30 年 2 月 28 日(水)

7. 申請期間と提出書類

申請期間は次のとおりとする。締切日までに下記の書類を作成し、送付すること。

【申請期間】 平成 29 年 5 月 ●日(月)～6 月 23 日(金) <必着>

- 【提出書類】 (1) 受託申請書……………様式-1
(2) 事業計画書……………様式-2
(3) 予算書……………様式-3
(4) 謝金・旅費・賃金等の規程・規約等

※提出書類はメールにてご提出ください。また、各ファイル名には「〇〇県フェスティバル申請書類」とご記入ください。

8. 委託費と対象経費

委託費は、各団体につき 150 万円までとする。また、委託費の支出科目は国庫補助金の規程に準じて、以下のとおりとする。

諸謝金、旅費交通費、消耗品費、会議費、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、賃金、保険料

詳しくは別紙の「経費支出について」をご参照ください。

* 委託費の入金は、委託契約締結後になります(7月上旬の予定)。

* 支出については、すべて委託先団体の規程により行ってください。

9. 委託先団体の決定

申請内容の審査を行い、委託先団体を決定する。ただし、下表の同一ブロックから複数の申請があった場合は、当協会と申請団体間で調整を行い、委託先団体を決定する。

◆ブロック別都道府県・指定都市 障がい者スポーツ協会一覧

ブロック	都道府県・指定都市名
北海道	北海道、札幌市、及び道内4地区(道北、道央、道東、道南)
東北	青森県、岩手県、宮城県、仙台市、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、川崎市、山梨県
北信越	新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県
中部・東海	静岡県、愛知県、名古屋市、岐阜県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、奈良県、和歌山県
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、広島市、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、福岡市、北九州市、佐賀県、長崎県、熊本市、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

10. 委託団体決定後の事務手続き(提出物)

委託先団体の決定後、下記の書類を提出すること。

- (1) 委託契約書・・・内容を確認の上、委託先団体の長が署名捺印し、事業計画書とともに 2 部提出すること
- (2) 請求書 ……事務手続きの簡素化から、委託契約書と同時に請求書を提出しても構わない。

11. 委託事業に係わる消費税の取り扱い

当協会の委託事業契約に基づき実施する事業の委託金については、国等からの補助金と同様の扱いとし、「特定収入」として取り扱うこと。また、消費税の計算にあたり簡易課税を選択されている団体についても、本委託金は課税対象外の収入として取り扱うこと。

12. 事業報告

事業報告は、助成事業の完了から 1 カ月以内又は平成 30 年 2 月末日(消印有効)のいずれか早い日までに提出すること。

※事業報告はその後、当協会がとりまとめ、平成 30 年 4 月 10 日までにスポーツ庁に提出する。

(1) 完了報告書

完了報告書は、委託先団体の長が押印して提出すること。また報告書データは電子記録媒体に収め、併せて郵送にて提出すること。

(2) 決算書

決算書は、領収書及び納品書のコピーを添付し提出すること。また決算書データは電子記録媒体に収め、併せて郵送にて提出すること。

(3) 成果物・印刷物

ポスター・チラシ・冊子等、委託費で作成したものを2部提出すること。

(4) 報告書(原稿)

全ての委託先の報告書を当協会では合本するので、原稿等をデータで提出すること。また報告書データは電子記録媒体に収め、併せて郵送にて提出すること。

【報告書内容(案)】

- ①事業を企画した経緯(自県のスポーツ環境の特色、実情、課題点等)
- ②事業の目的・ねらい
- ③実施概要(内容および実施体制等)
・事業内容 ・実施体制(連携・協力団体等) ・参加者内訳等
- ④障がい者スポーツ指導者の活動・役割
- ⑤成果および評価
- ⑥今後の課題
- ⑦所感、特記事項等

【添付資料】

- ①開催要項
- ②記録写真(1事業につき6枚程度)
- ③その他

※ 詳細は後日の連絡とする。

※ 報告書の原稿は、各団体1事業につき、1～2ページの予定。

(5) その他事業に係る要綱等資料

13. 問合せ先及び送付先

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 スポーツ推進部

担当: 滝澤・小島

E-Mail: kojima-t@jsad.or.jp

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 2-13-6 ユニゾ水天宮ビル 3F

TEL) 03-5695-5420(直通) FAX) 03-5641-1213

問合せ時間 月曜～金曜 AM9:30～PM5:45(祝日含まず)